

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令 8 年 4 月 2 1 日	
水戸市長 殿	
提出者	
住 所 水戸市双葉台3丁目3番地の1	
氏 名 茨城県立こども病院	
病院長 新井 順一	
電話番号 029-254-1151	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	茨城県立こども病院
事業場の所在地	水戸市双葉台3丁目3番地の1
計画期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	医療業
②事業の規模	115床
③従業員数	400名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	特別管理産業廃棄物収集運搬を「コスモ理研株式会社」へ 特別管理産業廃棄物中間処理を「株式会社クレハ環境」へ委託

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙管理規程の通り

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	100.411 t	t
	(これまでに実施した取組) 医療行為により発生する感染廃棄物のため、抑制は困難。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	100 t	t
	(今後実施する予定の取組) 医療行為により発生する感染廃棄物のため、抑制は困難。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙管理規程の通り
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙管理規程の通り

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 感染性廃棄物のため、再生利用できません。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 感染性廃棄物のため、再生利用できません。		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t

②計画	(これまでに実施した取組) 施設がないために、自ら中間処理を行えません。		
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組) 施設がないために、自ら中間処理を行えません。			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 施設がないため、自ら埋め立て処分を行えません。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 施設がないため、自ら埋め立て処分を行えません。		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			

① 現状	【前年度（令和 7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	100.411 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	100.411 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	（これまでに実施した取組） 特別管理産業廃棄物を委託するに当たって、特別管理産業廃棄物収集 運搬・中間処理・最終処分が適正に行われたか、電子マニフェスト伝 票により確認する。		

②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物		
	全処理委託量	100 t	t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	100 t	t	
	再生利用業者への 処理委託量	t	t	
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	
	(今後実施する予定の取組) 特別管理産業廃棄物を委託するに当たって、特別管理産業廃棄物収集 運搬・中間処理・最終処分が適正に行われたか、電子マニフェスト伝 票により確認する。また、現地視察を行う。			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和 7 年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	100.411 t		
	(今後実施する予定の取組等) 引き続き、電子マニフェストの実施			
※事務処理欄				

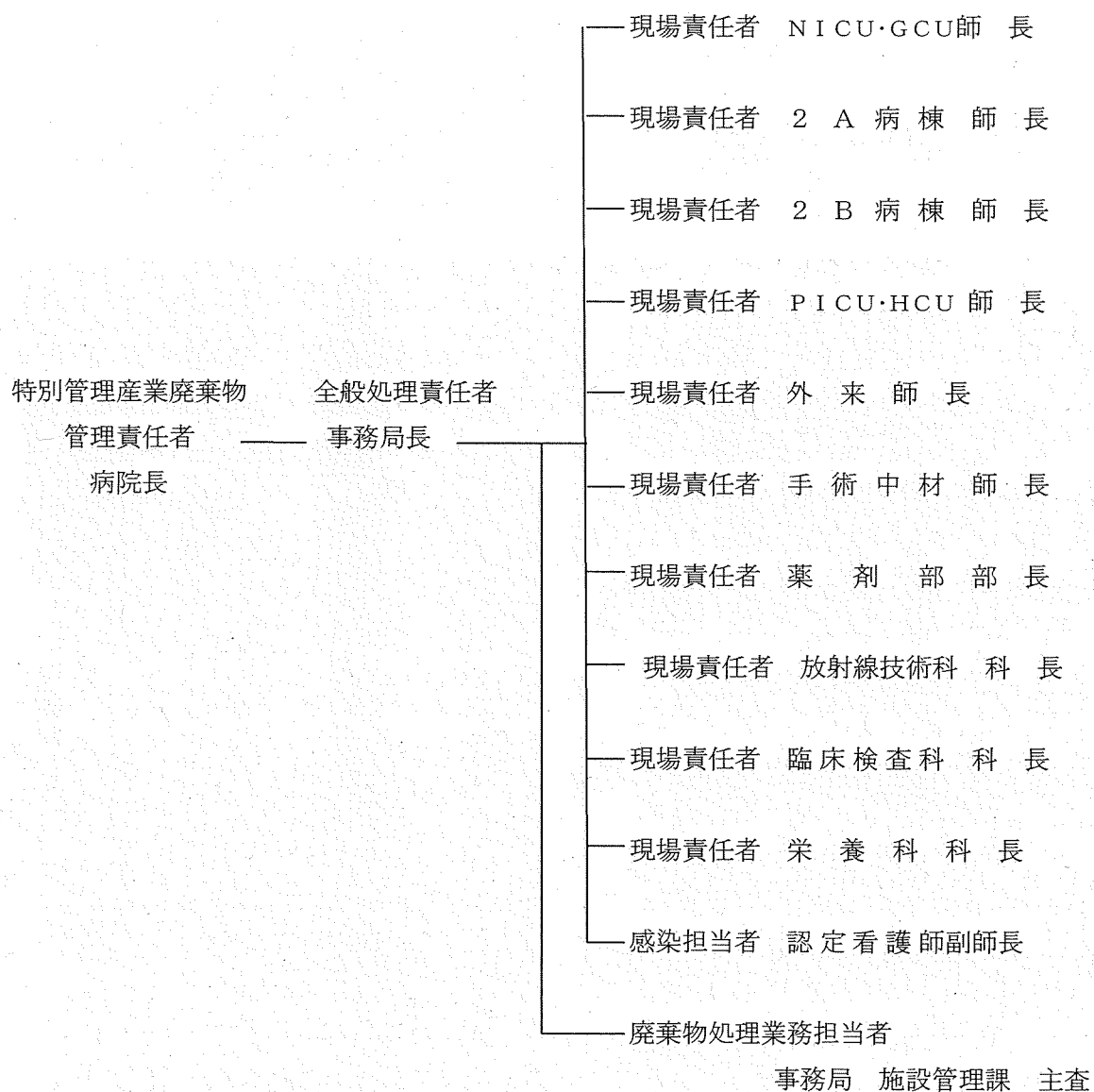
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分にに関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入

し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

9 ※欄は記入しないこと。

別紙（管理体制図）



廃棄物分別処理フローチャート

区	分	廃棄物名	回収容器等	色別	排出場所	委託業者	処理方法	廃棄物行き先
産業廃棄物	特別管理廃棄物（感染性）	金属類	廃点滴針、廃注射針、採血針、メス等	ポリ容器 黄色	医療廃棄物保管所	コスモ理研㈱	業者委託	中間処理施設
		廃プラスチック類	血餅・血液・血清混入小容器 トレイ、ピペットチップ、サンプルカップ 輸血セット、輸液セット、人工心肺回路 ディスポ注射器、ディスポサージブルの手袋等	ダンボール オレンジ				
		ガラス類	血餅混入小容器、廃スライドガラス その他血液等が付着したもの (試験管、シャーレ、ガラスくず等)	ポリ容器 オレンジ				
		汚泥	紙おむつ	ダンボール				
			血液等が付着したガーゼ・綿花・包帯等 手術等により排出される病理廃棄物 (臓器、組織等)、廃培地	ダンボール ポリ容器 オレンジ				
	非感染性	廃アルカリ	廃血液、検査廃液、血液製剤	ポリ容器 赤色	一般ゴミ集積所	エム・ビー・シー	業者委託	市の処理施設
		廃酸	廃ホルマリン	ポリ容器 赤色				
		廃プラスチック類	廃プラスチック容器等	ポリ袋 青				
		ガラス類	アンプル、バイアルびん 廃点滴びん、その他ガラス容器等	ポリ容器 無				
			キシロール等	ポリ容器 無				
一般廃棄物			紙くず類、木くず、厨芥、繊維くず(包帯、ガーゼ、 脱脂綿、リネン類)	ポリ袋 無	一般ゴミ集積所	エム・ビー・シー	業者委託	市の処理施設
			紙類(コピー用紙、書類、ダンボール、チラシ、 パンフ、書籍等)	ダンボール 無				
			ペットボトル カン・びん	ポリ袋 無				